

2024/12/20
スマート農業推進フォーラム2024in九州

農研機構におけるスマート農業 施設等供用の取組について

農研機構 本部
スマート農業施設共用推進プロジェクト室
Smart Agriculture Promotion Project Office(SAPPO)
林 征幸

NARO

スマート農業技術活用促進法

(開発供給実施計画の認定)

第十三条 開発供給事業を行おうとする者は、(略)開発供給事業の実施に関する計画(以下「開発供給実施計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

(略)

3 開発供給実施計画には、(略)次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

(略)

四 研究機構の保有する研究開発に係る設備等及び土地のうち開発供給事業の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの(以下この号及び第十七条第一項において「研究開発設備等」という。)の利用 当該研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項

(研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務)

第十七条 研究機構は、研究開発設備等を認定開発供給事業者の利用(当該認定開発供給事業者が行う認定開発供給事業に関するものに限る。)に供する業務を行うことができる。

2 研究機構は、認定開発供給事業者の依頼に応じて、前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

農研機構法(改正後)

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(略)

4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和六年法律第六十三号)第十七条に規定する業務並びに林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

「スマ農技術活用促進法」の概要

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
 ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）
 ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）
 の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

- ・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模※1で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動 ※1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【申請者】

- ・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）
- （スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業
- ※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・**農研機構の研究開発設備等の供用等**
- ・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

2

研究開発設備等の供用及び協力の概要

スマート農業技術活用促進法に基づき、農研機構の施設等の供用を希望する**認定開発供給事業者**に対しては、事前にその希望内容を聴取し、ほ場、施設、機器等貸付け及びその他必要な支援を行う。

<基本メニュー>

事業者が施設等の供用（貸付け）を希望する場合は、以下の項目について支援を行う。

- ほ場、施設、機器等の貸付け**
- 施設等の一般的な利用方法、注意事項等の説明
- 作業用スペースの貸与**

<オプションメニュー>

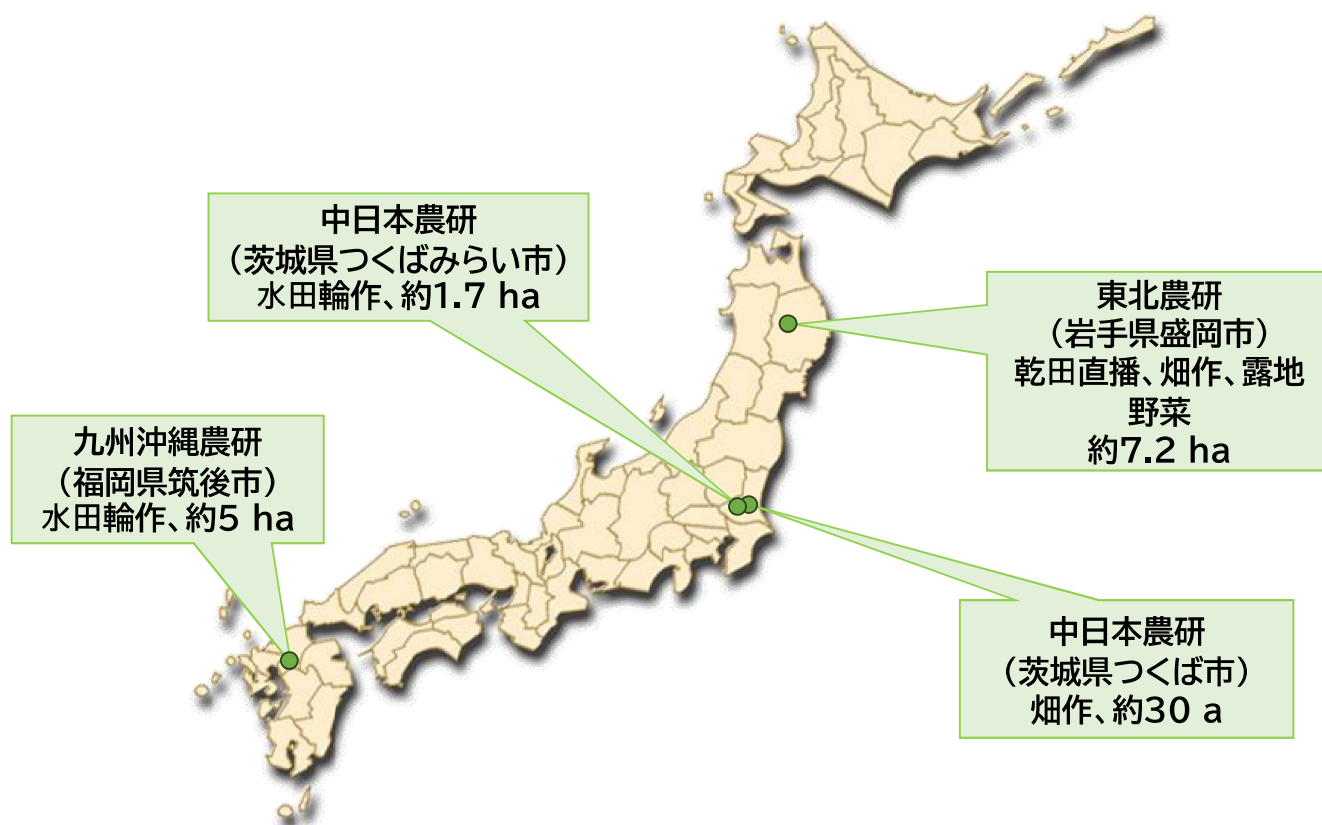
事業者からの希望があれば、以下の項目から必要な支援内容を追加する。

- 専門家派遣（有償技術相談）**
- 技術代行**（機器の運転等の単純作業のみ。高度な知識・技術を要する作業は専門家派遣等で対応）
- 管理代行**（灌水、防除、除草作業等の一般的なほ場管理）
- 農機等保管スペースの貸与**

※AIスパコン「紫峰」、ロボティクス人工気象室等、利用に際し高度な知識・技術等を必要とする機器等は、原則**共同研究**により利用可能とする。

※上記の項目ごとに利用料金を定め、利用分を徴収する。

3



4

供用圃場の詳細

所在地	対象作物	整備面積	供用予定面積	主な整備内容
岩手県盛岡市	水田輪作(乾田直播、畑作、露地野菜)	7.2 ha	約3.5 ha+約3.7 ha	・大規模圃場場合整地 ・用水パイプライン敷設 ・無線LAN拡張 (RTK既設)
茨城県つくば市	畑作	30 a	約30 a	・電源及び既設無線LAN設備拡張 (RTK利用可能)
茨城県つくばみらい市	水田輪作	1.7 ha	約30 a×4	・電源及び無線LAN ・RTK基地局 ・自動給水栓
福岡県筑後市	水田輪作	5.0 ha	約25 a×4	・電源及び無線LAN ・自動給水栓 (RTK基地局既設)



盛岡市



つくば市



つくばみらい市



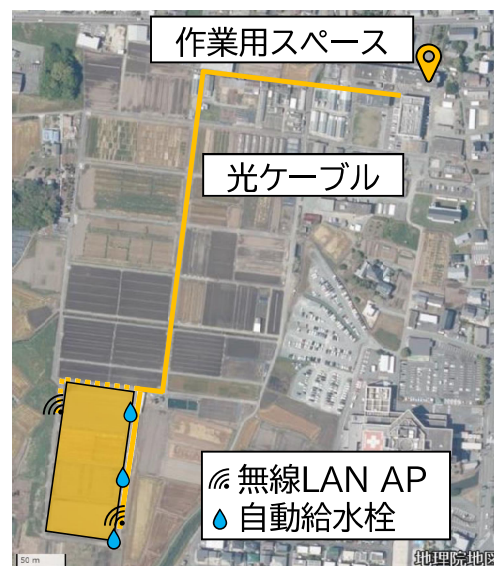
筑後市

5

場所



ほ場



供用農機

汎用収量コンバイン

ロボットトラクタ(予定)

6

農研機構 施設供用ウェブサイト

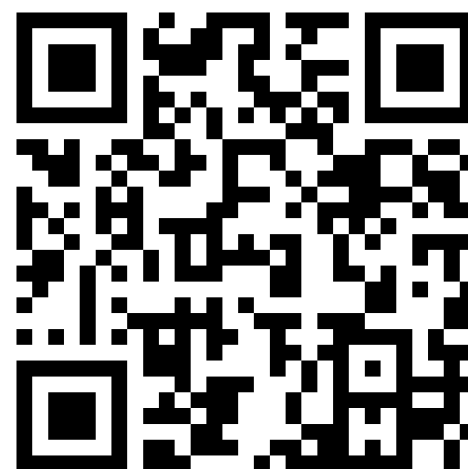
農研機構について	研究情報・SOP	産学連携・品種・特許	プレスリリース・広報	採用情報
ホーム Home	利用方法 How to Use	供用設備等 Shared device	お問い合わせ Contact	



農研機構スマート農業施設供用推進プロジェクトの開始について

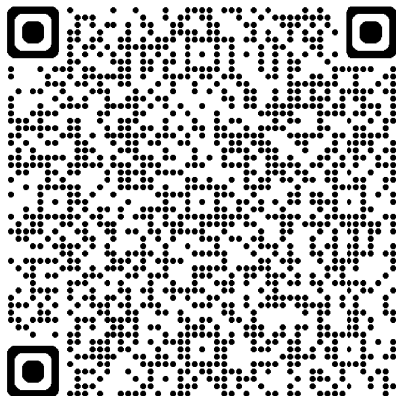
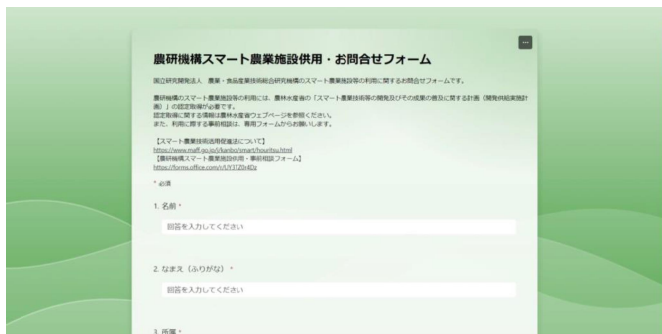
令和6年10月1日に、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(スマート農業技術活用促進法)」が施行されました。スマート農業技術活用促進法に基づき「スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画(開発供給実施計画)」の認定を受けた事業者等は、認定を受けた計画に従い、農研機構が有するスマート農業施設等を利用することができます。

- 農研機構との事前相談のお申込み(Microsoft Forms)
▶ <https://forms.office.com/r/UY3TZ0r4Dz>
- 農研機構へのお問合せフォーム(Microsoft Forms)
▶ <https://forms.office.com/r/HjzQF9AHxV>
- 農林水産省 開発供給実施計画の認定取得について(外部リンク)
▶ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/kaihatsu.html>

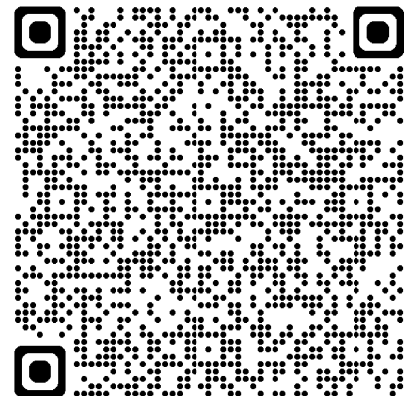


7

お問い合わせフォーム
計画申請前など



事前相談フォーム
計画認定後(具体的な利用)



8

スマ農技術の普及促進を図るために

農業分野に限らず、多様なプレイヤーが参画することにより、スマート農業技術の開発 及び普及の好循環の形成を推進し、スマート農業技術の活用を加速化させるために

農林水産省・農研機構の共同事務局による

**スマート農業イノベーション推進会議
(IPCSA(イプサ))の設置(R7年度～)**

- ① ニーズや課題の吸い上げ
- ② 情報の収集・共有・発信
- ③ マッチング支援
- ④ 人材育成
- ⑤ 業界横断的な課題解決のための検討会等の実施

9

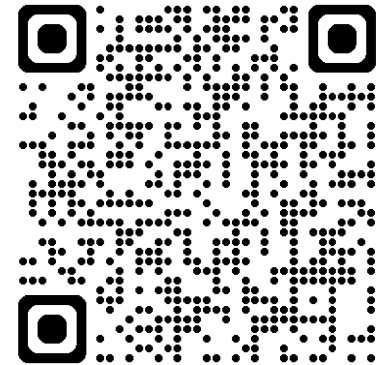
スマート農業イノベーション推進会議 会員募集中



ホーム / 産学連携・品種・特許 / スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)



「スマート農業イノベーション推進会議 (IPCSA) について」



スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)について

スマート農業技術活用促進法及びその基本方針に基づき、スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA: Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture, イプサ)を設立予定です。農業者、農業支援サービス事業者、スマート農業技術の開発を行う事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学等の多様なプレーヤーの参画及びこのことによるコミュニティの形成、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進することを目的としています。

本会議は、現在、設立前の準備段階ですが、設置要領(案)をご確認の上、入会をご希望の方は、仮会員としてご登録が可能です。仮会員の皆さまは、本会議設立後、会員となります。また、本会議設立に向けた動きなど、各種情報等を提供いたします。

▶ スマート農業イノベーション推進会議 設置要領(案)【PDF:129KB】

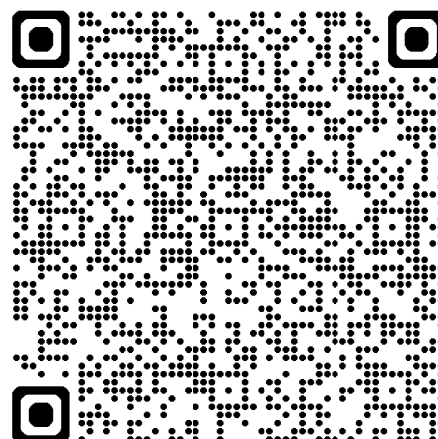
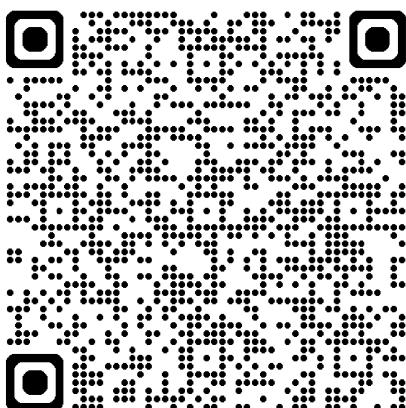
10

仮会員登録フォーム (Microsoft Forms)



法人・団体向け

個人向け



11